

BUSINESS LAW

ビジネスロー・ジャーナル

JOURNAL

JAPAN LEGAL
TECHNOLOGY
CONFERENCE
2014

特別編集版

100 第2回 JAPAN LEGAL TECHNOLOGY CONFERENCE

0100 リーガルテック 2014

知的財産を 企業戦略に活かす!

リーガルテクノロジーの最先端とは?

「知財ポートフォリオ」は経営戦略に
どんなメリットをもたらす?

小泉純一郎
佐々木隆仁
加藤幹之
ルイズ・ストゥーブ
デイヴィッド・M・サナー
井上 朗
杉浦和彦
藤本隆三
岡部真輔

「知財立国宣言に、わが国の将来を賭けたのです」



小泉純一郎（こいずみ じゅんいちろう）氏
第 87～89 代内閣総理大臣。1942（昭和 17）年生まれ、神奈川県横須賀市出身。1972 年に初当選以来 12 期連続当選。厚生大臣、郵政大臣、外務大臣、農林水産大臣を歴任。2001 年、内閣総理大臣に就任。戦後第 3 位、1980 日の長期政権を樹立。郵政民営化、三位一体の改革など行財政にメスを入れるさまざまな改革をなした。

原発再稼働を目指し「原発は一番コストが安い」とまた言い始めました。冗談じゃない。事故が起これば被害は測定不能な規模になる。電力会社は自力で賠償を負担できず、廃炉には 40～50 年かかる。政府が援助せず採算の合う原発などないのです。

そして、核廃棄物の捨て場所は世界のどこにもありません。唯一、フィンランドのオンカロにでき上がりました。オンカロはフィンランド語で「隠れ家、洞窟」という意味で、全部がトンネルです。深さ 400メートルの岩盤をくり抜いて作った 2 キロ四方の広さの処分場です。それでも、自国の原発 2 基分の容量しかないのです。見ると壁から水がにじんでいる。大丈夫かと思いました。

フィンランドでは、本当に 10 万年持つかどうか議論になっていますが、その中に「標識問題」があります。言葉は時代とともに変わってしまふ。10 万年後の人類が「放射能近づけば死ぬ」と書いた標識をはたして理解できるかというのですね。

54 基ある日本の原発、行き場がなく、再稼働すればさらに増えていく核のゴミをどうするか。川内原発の再稼働問題でも、原子力規制委員長

〔基調講演〕 日本の 歩むべき道

グローバルとローカルは表裏一体。
「知財立国宣言」はグローバルな舞台で
日本が地歩を固めるための第一歩であり、
産業構造の変化を余儀なくされる
我が国の未来の生き方を指し示すものでもあった。
未来の国民に誠実な国のあり方とは何か。
福島原発事故以来、自問し続けた元総理が、
「専門家とは何か」を問う。

小泉純一郎

元内閣総理大臣



知財立国を実現させる 新世代の担い手たちへ

今はグローバルとローカルが一緒になった世界。ローカルを生かすためには、グローバルで闘わないと立ち向かえない時代です。今日、私は日本国家がどういう方向に進むべきか、仕事とはどうあるべきか、そして、人間として何が基本かという軸でお話したいと思います。

私自身、IT やデジタルには疎いのですが、総理在任中は「知財立国」を政策の重要課題として取り組みました。アイデアなんて私が持っているわけがありません。有識者、専門家の知恵を審議会などを通じて集め、国の進み方を決めていたのです。私は「何が必要なのか、重要だと思いう結論だけを遠慮なく出して下さい」とお願いして、後は座って話を聞いていただけ。その中に知財立国化の政策がありました。当時の政策立案の趣旨が十分に実現されたとはまだ言えませんが、後は、未来を担うみなさんに委ねたいと思います。

未来の話、ということになると、どうしても原発に触れなければなりません。私は総理在任中に原発を推進してきましたが、今は「原発ゼロ

が「安全とは申し上げられない」と言えば、かたや政府は「安全が確認された」と主張する。どちらが本当なのか。「世界一安全な基準」というのが、アメリカ、フランス、フィンランドと比べてどこが安全なのか皆目分かります。

ドイツは福島の事故後に「原発ゼロ宣言」をしましたが、原発はまだ動いています。日本は一年以上原発ゼロが続いており、既にドイツの上を行って行っているのです。

ピンチでこそ発揮される 日本人の不屈の精神

だが日本国民は、ピンチに屈しない不屈の精神を持っている。73 年石油ショックのパンニックを乗り越えて、省エネ国家となりました。さらに以前の大きな変革は終戦でした。満州を手放せないと泥沼の戦いをし、叩きのめされましたが、ご存じのように日本は、不死鳥のように発展をとげました。「鬼畜米英」から「親米」へ転換したように、日本人は、変わる大きな変革を許容します。明治維新で倒幕勢力が政権を握ったとたん一気に開国したのもご存じのとおりです。

今こそ、石炭火力発電の公害低減

の世界」を目指しています。当時の私は、原発の専門家の言うことを信じていました。「原発は安全。ほかの電源に比べて最もコストがかからないクリーンなエネルギーです」。福島原発事故が起こってから調べると、全部嘘だった。我が国の原子力専門家はスリーマイル、チェルノブイリから学ぼうとせず「日本は違う。高度な技術があり、レベルが高い」と言い立てました。現実には何が起きていたでしょうか？ 60 年間で 3 回の事故。我が国の原発でも人為的ミス、技術的故障は枚挙にいとまがありません。「絶対安全」などという技術はなかったのです。私はここで「専門家とは何か」を問いたい。知財立国への道を担うみなさんには、「本物の専門家たれ」と願っています。

十周年後を見るフィンランド 先を見られない日本

日本は国土の狭い国です。そして火山国です。14 年 9 月の御岳山の噴火はまったくの想定外でした。自然災害は想定外だ。「原発をやつてはいけない国なのだ」と改めて日本国民は思い知らされました。

しかし、電機事業連合会などは、

技術や再生可能エネルギーをはじめとした、脱原発につながる技術の投資を集中的に行うべきです。

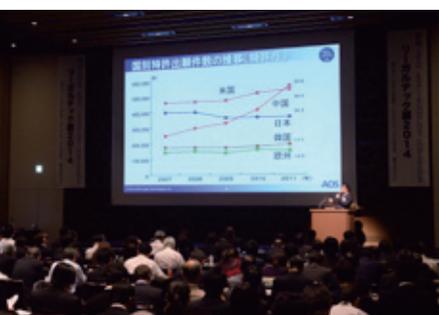
さまざまな企業が革新的省エネルギーや、石油に代わる燃料の開発を進めています。自動車の脱石油、燃料電池の実用化はすぐそこで、あと 5 年ぐらいで燃料電池車の時代になります。もともと日本国民は省エネに協力的な国民ですから、一丸となればできぬことはありません。

日本国民の評価は世界的に高いのです。特に秩序正しき、誠実さは、尊敬の的と言つていいでしょう。

渋沢栄一は、「金もうけは卑しいことではない、大切だ」ということを示しながら、「しかし、礼儀がなくはならない」と戒めています。「論語と算盤」。今でも日本の随所に、論語の精神が生きています。商売は大事だが、信用も大事だ。私は政界を引退しましたが、原発ゼロは実現できる、やらなければいけないと思つています。

「原発ゼロの社会はいい社会だ」と私は確信しています。自然とともに生きる技術を追求し続ける。それが私の考える、これからの日本人の生き方です。歳をとつても、大志を抱いていて、いいではありませんか。

「法の支配」を下支えするのがリーガルテックです」



佐々木隆仁（ささき たかまさ）氏
1989年早稲田大学理工学部卒業後、大手コンピューターメーカーでOSの開発に従事した後、95年に独立。AOSテクノロジーズ社を立ち上げ、リーガル・テクノロジーを中心とした事業を推進。00年よりデータ復旧ソフト「ファイナルデータ」を発売し、01年日経優秀製品・サービス賞優秀賞日経産業新聞賞受賞。同年、データ復旧サービス「Data119.jp」を開始する。02年米国支社を設立し、法務IT推進会を発足。03年よりデジタル・フォレンジック事業に注力。10年より毎年、BCN AWARD システムメンテナンスソフト部門最優秀賞受賞。著書『デジタルデータは消えない』（幻冬舎）、『NPE 訴訟と新知財戦略 日本企業が米国式特許ビジネスで成長するために』（幻冬舎、編訳）など。

いかに世界の知財トレンドにキャッチアップするか」が、我が国知財政策の喫緊の課題だと考えています。リーガルテックとは、いったいどういうものなのでしょうか。PCや携帯電話などのデータを解析し、証拠となるものを取り出すフォレンジック技術、また、企業を持つ電子データからeディスカバリーで開示請求されたデータを検索する技術から、最近ではオンラインで常にバックアップをとり、データ蓄積を一元化し、同時に整理しておくことでeディスカバリーやフォレンジックに対応できる、すなわち、社内データの入口から出口までのデータを一貫して把握する予防法務的な態勢づくりに進化しています。訴訟や不祥事対策ばかりではない「攻め」のサービスとして、フォレンジック技術を応用した高速データ移行サービスや、14年に開始したインターネット送信証明サービス「i証明」などに広がりを見せています。

リーガルテックが活用される典型的な場面の一つは国際訴訟です。新日鐵の技術流出事件を例に見てみましょう。新日鐵（現在は新日鐵住金）が開発し、その技術力の高さから他の追随を許さぬ看板商品で製法が企

業秘密だった「方向性電磁鋼板」の技術が韓国最大の製鉄会社ポスコに流出し、さらにそれが中国企業に売られたという事件がありました。12年、新日鐵は秘密を漏洩した元社員とポスコを相手取り、一千億円の損害賠償訴訟を起こしました。このような場合、情報の不正流出を証明するため入手した元社員のPCの調査が行われます。消されてしまったデータを復旧できれば、不正流出が立証可能です。ですが、それだけでは留まりません。膨大な量のデータを復旧させて不正の痕跡を見つけ出したとしても、当該のデータを生のまま証拠として提出すると、そこから特許などの保秘すべき情報を取り出されるおそれがあります。そこで私たちは、立証・開示のための情報を仕分けすると同時に、機密情報を漏らさぬ情報開示のための検索を別途行うことも必要だと考えています。

企業のPCなどに収められているデータはHDDの真正性を保証したコピーをとり、弊社と捜査機関が協力して改良を重ねたツール「ファイナルフォレンジック」で解析します。メールや削除されたインターネットの閲覧履歴、USBメモリの接続履歴などが対象になりますが、PCが

古かったり壊れていたりしてHDDが動作しない場合もあり、その場合はクリーンルームで分解した上でデータを取り出すこともあります。今、企業からの情報漏洩において、紙で持ち出される事例は数パーセント程度しかありません。現在、そのほとんどは、USBメモリで持ち出されているのです。これだけ企業情報や個人情報を持ち出し事件や、個人情報が入ったUSBメモリを紛失する事件が報道されているにもかかわらず、企業の認識はまだ低いと言わざるを得ません。業務で使われているUSBメモリを定期的に消去するなど、適正に管理している企業はほとんどないのが実態です。私たちはこれらデバイスの復旧や解析も手がける立場から、皆様に警鐘を鳴らしたいと思います。

**捜査機関と連携しての
携帯電話のデータ復旧も**

また、弊社は07年から、捜査機関からの依頼に応じる形で携帯電話のデータ解析を始めました。削除された通話履歴やメール、最近ではLINEの履歴も対象で、メーカーが明かさなない機種ごとの内部解析も独自に行うなどの努力を重ね、技術を磨

リーガルテックによる 国際訴訟支援

リーガルテクノロジーは、eディスカバリーやフォレンジックで絶大な力を発揮するが、訴訟や不正対策のためだけにあるのではない。最新のリーガルテック事情を紹介し、「守り」であったはずの法務・知財部門から収益を実現する新たなソリューションを紹介。

佐々木隆仁

AOSリーガルテック株式会社 代表取締役社長



日本は、いつまで「知財後進国」のままなのか

私たちAOSリーガルテック（以下、AOS）は、95年の設立以来、消去された電子データの復旧から捜査機関による証拠保全のための技術、そして米国訴訟を中心としたeディスカバリーのための技術開発やサポートをおして社会に貢献してまいりました。世界が産業界からデジタル情報社会への移行期にある中で、日本の現状は立ち後れていると言っても過言ではなく、大いに懸念しております。そこで私たちは、「真の知財大国」を目指して、本日、リーガルテック展を開催いたします。

ただいま、小泉元総理から「後は若い人たちに任せる」と力強いエールを送っていただきました。02年、小泉元総理自らがアピールされた「知的財産立国宣言」によって、我が国の知財戦略化が本格的な政策として動き出したのです。同じ年に知的財産基本法が制定され、05年には知財高等裁判所が設立、知財化社会への地歩が築かれました。しかしその後はどうでしょうか。我が国の知財化の流れは足踏みを続けているかのように見えてなりません。

本日（14年10月24日）、IBA（国際法曹協会）年次総会が東京で開催されています。19日には安倍晋三首相が「法の支配」というテーマで基調講演をされました。本日は、IBAのため来日された世界の弁護士の方々が、この会場にもおいでになっています。リーガルテクノロジーこそが、我が国の知財化の成功の鍵を握る技術である。私たちは、こう信じて事業を推進してきました。どうか、先生方にも日本が復活するための力添えをお願いいたたく存じます。

**知財をめぐる趨勢と
リーガルテックの今**

我が国と世界の、知財をめぐる最近の状況を概観してみましよう。12年の日本の特許出願件数は微減傾向にあります。国家政策として特許の出願や実用新案登録の件数を増やしている中国が世界一であり、2位の米国に次いで第3位にあります。が、日本から海外への国際特許の出願件数は増加傾向で第2位となっています。使用料収支も世界第2位ですが、1位の米国との差はまだ大きく開いており、日本が知財立国化を果たす道のりは遠いと言わざるを得ません。「リーガルテックで、

「日本にNPEができるのも 時間の問題。 知財立国を目指すなら、 その発想を学び、活用を図る べきです」



会場では、AOSリーガルテックのフォレンジック・eディスクバリ対応技術（上）や、法的な認証に使える「i証明」やSMSなどの新サービス（左）の展示・説明が行われていた。

LINEの普及が 捜査を変えた

「大相撲野球賭博事件」をご記憶でしょうか。賭博事件捜査の過程で八百長の痕跡が出てきました。八百長自体は刑事事件になりませんが、警察は日本相撲協会に通報し、協会から当社に照会がありました。解析の対象はつぶされた携帯電話でしたが、筐体が壊れていても、チップまで破壊されていることはまずありません。実は、携帯電話のメモリにはそれほど質のよいものが使われておらず、完全な上書き保存ができない構造です。携帯のOSを使つて履歴を消去しても、データの一部は書き込まれたままになっており、実は数千件の通話履歴を書き出すことも可能なのです。

「振り込め詐欺」に使われた携帯電話が、大量に警察から持ち込まれることもありまます。犯行グループには、「まずくなつたら通話やメールの履歴をすべて削除しろ」というマニュアルがあるようですが、削除したはずのデータを復旧させることさえできれば、重要証拠を取り出すことは十分可能です。

のほとんどは電子データであり、これらの開示を特に「eディスクバリ」と呼んでいます。開示請求がなされたら、限られた期間のうちに社内の膨大なデータの中から目指すデータを見つけ出すことができない、あるいは意図的に隠していたことが発覚すると高額な罰金が課され、フェアネスを害したとして不利な判決が裁判官から示唆され、不本意な条件で和解せざるを得なかつたという実例がたくさんあります。

日本企業も、この流れに無縁ではいられません。米国訴訟では既に、日本企業がeディスクバリを求められる事例が散見されますが、間もなくごく普通のことになるでしょう。その対策として、リーガルテックの利用はもはや不可避であると言えます。弊社のパートナーであるカタリスト社は、リーガルテック業界で世界の最先端を行く企業です。12・13ページで、人工知能を使った社内文書レビューの最新テクノロジーをご紹介します。

流動化や積極的な訴訟も 知財活用の有力な方策

真の知財立国を実現するためには、企業が自社の持つ特許を防衛す

いてきました。

証拠が出るか、出ないかという攻防のほかにも、モバイル・フォレンジック技術で通話履歴のデータ解析を行うと、記録された通話回数や時間から、携帯の持ち主が誰とどのような交際をしているか、例えば時間帯など規則性に着目して、関連性や親しさの度合いを浮かび上がらせることも可能です。最近話題のビッグデータ解析と同様の考え方です。

さらに、近年のLINEなどチャットツールの普及で、捜査現場における証拠収集のあり方が大きく変わってきました。LINEのデータ構造は明らかにされておらず暗号化されている部分もありますが、私たちは、すでに解析に成功しています。LINEでは単なる通話記録のみならず、やり取りの履歴が残るために、どんな行動をしているのかが手に取るように分かります。今や、LINEのデータが出るかどうかは、犯罪捜査では重要な要素にまでなっているのです。

eディスクバリ時代に 不可欠なリーガルテック

世界中で訴訟合戦が繰り広げられたアップル対サムスンのスマートフォンをめぐる知財訴訟では、カリ

るだけではなく、ライセンスや関連特許を買って「束」にすることで、より知財の価値を高める戦略づくりが必要です。時には訴訟する選択肢も十分にありえるのです。

日立金属は、自社のモーター技術に関する希土類の特許が侵害されているとして29社を相手取り、米国際貿易委員会（ITC）に輸入と販売の差止めを求めて提訴しました。訴えられた企業との和解がほとんど成立した3カ月後、今度は中国の磁石企業十数社が、日立金属の中国と米国の特許は無効だと逆に訴えてきました。企業が自社の特許を各国で申請していても、ライバルが生き残りをかけて訴訟に出る戦略は、もはや一般的なもののなのです。

NPEの活用こそが、 知財立国への確かな道

このような闘いに打って出る場合には、特許群が複数の企業にまたがっていると手続が煩瑣になるため、一括して管理会社に移し、訴訟に臨むのが実効的です。これがNPE（特許不実施主体）です。

NPEは、自らは製品を製造せず、特許を取得・保有することで発生するロイヤリティ収入で運営され

フォルニア州連邦地裁大陪審が12年8月、サムスンがアップルの特許を侵害したとして、10億5千万ドルあまりの、巨額の損害賠償を認定しました。

陪審員の判決に大きな影響を与えたのは、ディスクバリ（証拠開示）で示された膨大なデータの中に含まれていた一通のメールでした。グローバル幹部からサムスンに対して、「アップルに似せたデザインにならないように」という注意喚起が行われていたことが分かったのです。つまり、サムスンはアップル社の特許権や意匠権を侵害しているという認識を持つていたことが証明されたというわけですね。

この訴訟のドキュメント量は、証拠開示の対象として3億5200万ファイル、検索回数6千万回、25の法律事務所が対応して75件の訴訟が提起され、4億ページのレポートが作成され、2千回の報告が行われたという、空前の規模になりました。

このように、米国の民事訴訟には、ディスクバリと呼ばれる証拠開示手続があります。これは訴訟の両当事者が相手方に対して証拠開示を求めらるもので、非常に広範囲にわたります。近年、企業活動で作られる文書

ています。ものづくりをしませんから他社の権利を侵害する可能性はありません。事業会社同士の知財紛争では、相手が特許を侵害していると反撃したり、クロスライセンスに持ち込んで解決を図ることができますが、NPEにはそのような要素がないため、権利主張は強気です。また、訴訟が業務の一部ですから、訴訟対応も巧みです。90年から11年までにNPEに移転した知財は、50兆円にのぼるとも言われます。

日本にNPEができるのも時間の問題でしょう。これらの企業を「パテントトロール」と敵視する人が多いのですが、そこに知財を金に換えるビジネスモデルがあるのは事実です。日本が本気で知財立国化を果たすためには、NPEの発想・活用が不可欠です。8・9ページでは、加藤幹之氏に、知財活用の観点からのご解説をいただきます。

少子高齢化社会である我が国では、観光、金融、IT立国、そして知財立国の現実化が急務なのは誰の目にも明らかです。技術ノウハウを蓄えてロイヤリティを得る知財立国が日本の向かうべき未来図と信じ、リーガルテックが少しでも明るい未来に役立つことを願っています。

「日本の国際競争力が落ちていくのを目の当たりにし、歯がゆい思いでした」

加藤幹之（かとう まさのぶ）氏
1977年富士通入社。2004年より経営執行役、法務・知的財産権本部長。富士通研究所常務取締役、富士通総研専務取締役を経て10年よりインテレクチュアル・ベンチャーズ社で活動。Internet Law & Policy Forum (ILPF) 会長、Internet Corporation for Assigned Names and Numbers (ICANN) 理事、国連Internet Governance Forum (IGF) アドバイザー、日本経団連情報通信部会、国際問題部会長並びに知的財産委員会・企画部会長、文化審議会・著作権部会委員等を歴任。東京大学法学部、ミシガン大学ロースクール卒。米国ワシントンDC、ニューヨーク州弁護士。著書に『Interface on Trial』（共著）他がある。

③知財流通
プロイノベーションを進展させる土台として技術の目利きがポイントになります。「知財取引所」が作ら

企業は知財調達をして技術開発をしない生産が当たり前になりました。現代は「知財が独り歩きしている時代」です。知財そのものが新しい無形の資産として利益を生み出す構造に変わりつつあり、投資対象としても注目を集めています。価値の中心がものづくりから技術、情報、知識自体に移りゆく中、あるべき知財戦略は三分野に分かれます。

①プロパテント
既にある技術、特許を戦略的に売却したり調達することで利益を得るモデルです。たとえばスマホメーカーがカメラコンポーネントに関する特許を買うことで既存の特許の侵害を避け、自社で生産するようなモデルです。

②プロイノベーション
新しく世に出て市場を作り出す技術のことで、従来は自前主義でしたが、広く知恵を求めるオープンイノベーションにより開発スピードを早め、生み出された技術は他社、異分野、そして外国企業に広く活用させ、価値の最大化を狙います。

欧米の企業は既にクラウドソーシング化を実現し、技術課題を明らかにして世界中から発明を募集していますが、日本企業はまだそこまで踏み込んでいません。自前主義が根深く残っていて、「技術は自分たちで作るべきだ」という気持ちが強すぎます。日本の弁理士・弁理士・会計士もまた、技術とビジネスの理解が

れる動きもあり、弁理士、弁護士の新しいビジネスを生み出す土壌としても注目されます。

クラウド・ソーシングが日本の知財立国化を促進する

日本がイノベーションを生み出し、知財を軸にしたビジネスができるようになるには何をすべきでしょうか。「オープン化」という世界の動きがキーとなります。

オープンイノベーションの中で、従来の法律に基づく独占と規制の世界、つまりクラウドの社会に留まるか、オープン化して皆に使わせるかが問われています。オープン化社会においては、著作権法は、独占を担保する手段である一方、「クリエイティブ・コモンズ」のような自由利用を促進する仕組みを守るものでもあります。

技術の目利きを行い、オープン化で育てて大きな市場を作り、社会も向上する。このような知財社会の実現を、強く願っています。

欧米の動向と日本企業の取るべき戦略

—知財視点の経営戦略—

自社の知財を守るだけでなく、他社から買い入れ、束にして価値を高めたり、不要な知財を流通させて収益を得る新しい動き。最新の「世界知財事情」を紹介し、日本企業がそのトレンドに加わるための発想の転換とその土台作りを提言する。

加藤幹之

インテレクチュアル・ベンチャーズ社 上級副社長 (EVP)
兼日本総代表



デジタル・エコノミーで米国は再生した

私は富士通で法律・知財・技術を担当していました。北米に17年半駐在という、少し変わったキャリアを経ていきます。バブル期を頂点として日本が国際競争力を失って行くのに対して、米国のデジタル・エコノミーという新しい産業モデルが伸びてくるのを目の当たりにしてきました。

そこで私も、技術によるイノベーションに関わる仕事がしたいと、4年前にインテレクチュアル・ベンチャーズに移りました。

最近の知財をめぐる大きな動きとしては、「訴訟や取引で動くお金が一桁大きくなった」ということです。

カナダの通信企業ノーテルネットワークスが、経営危機で特許6千件を手放し、それをグーグルが9億ドルで買収しようとしたが、アップルやマイクロソフト、ソニーなどがロックスターというコンソーシアムを組み、45億ドルで買収しました。その後、グーグルはモトローラを125億ドルで買い、レノボに29億ドルで売却しました。この差額を見てグーグルは失敗したのではと言う人もいますが、モトローラの特許の

大半は売却せず手元に残していますので、少し時間が経たないと成否の判断は難しいでしょう。

ほかにもアップルとサムスンのスマートフォンをめぐる世界的な訴訟合戦では、米国以外の訴訟はすべて和解になり、サムスはアップルに毎年10数億ドルを支払うことになったようです。また、ツイッター社がIBMから特許侵害を警告されていると明かしましたが、その後、特許の購入等により3600万ドルの支払で和解したと言われています。

いまや、ビジネスの競争は「知財の闘い」と化しているのです。

知財は困り込みから流通・投資の対象へ

知財をめぐるここ数年の動向を三つまとめました。①大型の訴訟が日常的、継続的に行われている。②M&Aの目的として「知財を買うため」という例が増えた。③特許を個別に売却・流通させる動きが増えた。

リーマン・ショック後、日本企業は自社の特許を手放して管理コストを削減しようとしたが、欧米では、事業で特許を活用するレガシーモデルから特許ビジネスのモデルへ転換を図っています。また、新興国

乏しく、知財コンサルタントとして機能するにはまだ時間がかかるようです。また、リスクを負って新しい技術に投資するという土壌もまだ十分ではないのです。

私はいま、インテレクチュアル・ベンチャーズで「5年先、10年先にこんな技術があつたら？」というテーマの開発に取り組んでいます。

フィンランドに「ライシオ」という牧畜を行って牛乳を生産する会社があります。その技術者が、BENEMILKという新しい飼料を開発、それによつて乳牛の搾乳量が上がりました。この技術をもっと広げられないか。問題領域を特定し、私たちとライシオ社が合弁会社を作つて世界指折りの科学者を招聘、発明を促進したところ、92件の発明が誕生しました。それらを分類し、特許を取得して知財化したところ、世界の酪農飼料会社にライセンスし、ライセンス料が入る仕組みもでき上がりました。この技術は牛の飼料だけでなく、水産養殖用にも使え、ライシオ社の株価は急騰しています。

「特許の組み合わせが、IPポートフォリオの価値を高めます」



ルイズ・ストウープ (Louise Stoupe) 氏
商事訴訟・裁判業務グループの副代表を務める知的財産グループのパートナー。主な業務分野は知的財産、国際仲裁および訴訟。eディスカバリーや国際知的財産法分野において特に評価されている法廷弁護士。知的財産問題について世界有数のテクノロジー企業数社に助言を行っている。また、グアムの国際仲裁法草案づくりに中心的な役割を果たす。日本のクライアントに対しての法務サービスには定評があり、2008年、『IP Law & Business』誌の「Top50 Under45」(45歳未満の知財弁護士トップ50) など、さまざまな弁護士ランキングの常連。

効か、サプライチェーン全体を理解します。

③「訴訟の脅威」の構築
これは日本企業が一番考慮する必要がある「姿勢の問題」で、相手を怖がらせる雰囲気を出すということです。米国企業には一般に、「伝統的な日本企業は訴訟が嫌いだから訴えてこないだろう」という思い込みがあります。訴訟を起こすつもりがないのなら、ライセンスを考えるべきではありません。訴訟も辞さないという強い意志を表すことが必要で、ブラフを読まれたら、和解で有利な条件を引き出せる可能性も著しく低下することになります。

訴訟費用を予算化し、マネジメン

トの後ろ盾を得るのも、この姿勢維持のため必要な環境整備です。

④ライセンス条件の策定
これは相手方と交渉を始める前に決めておくことが必要です。ロイヤルティー設定や、特許パッケージを考えておくことで、交渉を有利に進めます。相手は1回だけの支払いで終わらせようと仕向けてくるので、カウンタートファアへの対応も必要です。あらかじめ、表計算ソフトにロイヤルティー率などの関数を作っておき交渉の場へ持参すると、その場でシミュレーションが可能になり、とても役に立ちます。

⑤コンタクト計画の策定
要求を突きつける段階を計画します。相手から特許無効や反訴の訴えで反撃される可能性がありますので、それを避けるために訴状提出後120日間、被告への送達を延ばす制度を利用します。その間に和解交渉を行い解決を目指しますが、整わなければ訴訟に移ります。

重要なのは、最初に相手に送る警告状の段階から、訴訟弁護士がコンタクトをとることで、訴訟を起こさ

れかねないと相手に脅威を感じさせることです。サンディスクが知財訴訟で恐れられている理由は、実際に行動を起こすことが知られているからです。訴訟も辞さない会社というレピュテーションは、非常な強みになります。

ここで一つ忠告しておきたいのは、保有する一番いいパテントを最初から権利行使の材料にするのは上策ではないということです。誰かが反訴を起こし、特許無効とされてしまったら元も子もないからです。IPポートフォリオの真ん中あたりにランクされる特許を使うのがよいと思われま

最近の知財訴訟のトレンドとして、eBay判決が挙げられます。市場に参入していないNPEの主張の有効性が争われ、国内産業要件、経済要件、技術要件をNPEに対して求めるなど、高いハードルが要求されるようになってい

このようにIPポートフォリオと訴訟戦略を組み合わせた知財マネジメントには、首尾一貫した権利行使戦略とともに、持久力、忍耐力、マネジメントのサポートが重要ですが、知財が収益源になるまたとないチャンスでもあるのです。

知的財産 ポートフォリオ、 価値最大化の 手法とは

知財の価値分析や戦略立案のために
ポートフォリオ化は有効な手段だ。
その作り方から、
ポートフォリオを活用しての
訴訟戦略構築まで
知財戦略のA to Zをコンパクトに解説。

ルイズ・ストウープ

モリソン・フォスター外国法事務弁護士事務所
外国法事務弁護士



IPポートフォリオで 手持ち知財の活性化を

「このようにして知的財産権 (IP: Intellectual Property) のポートフォリオを最大化させることができるか」。知財部や法務部の担当者が大いに悩むところです。競争の激しいビジネス環境下で、社内でのいかの経費を認めさせるのか。特許防衛の成果は目に見えないので、成果を評価するのが難しいのです。

その解決策として「IPポートフォリオ」を組成し、自社のIPを守るだけでなく、これを資産として活用することを企業戦略とすべきだと考えます。今日は、IPポートフォリオの最大化戦略を「5つのステップ」に分けて解説します。

①ポートフォリオの評価
特定の特許の分析を行う前に、弁護士の秘匿特権を確保し、情報漏洩を防ぎます。次に特許をカテゴリー分けし、良質の特許を発見します。より広いマーケットで商品がどう使われるか、収益が確保できるかという観点から見ていきます。イノベーションが望める、いいストーリーがある特許は高評価が得られます。

注意すべきは、「訴訟から逆算して強いパテントを持つ」ことが必要だということです。技術自体の良し悪しと、訴訟で勝てる特許かどうかは別物です。侵害を主張でき、証明できるか。米国の知財訴訟は額が大きいため、侵害の証明ができれば価値が高まります。特にプロセスに係る訴訟は、侵害の立証が難しく、発明そのものの価値が低くても、オリジナリティを証明できればIPポートフォリオにおける価値は高くなります。発明が企業に属するかどうかチェックポイントです。発明者が既に退社している場合はランクを下げなければなりません。

「どれだけ付加価値、利用価値があるのか」を基準に見ていくと、「普通の特許を1000持つよりも、10の良質な特許のほうがいい」と言われる理由が分かります。

「誰がどの国で生産し、どの市場で売るか」に注目

②ターゲットカンパニーを評価する
いわゆる「商流の分析」です。市場調査をして、その産業のトッププレーヤーは誰か、誰がどの国で商品を作り、さらにどの国の市場で商品売っているか、特許はどの国で有

「予想解析技術が、証拠開示コストのブレークスルーになる」



デイヴィッド・M・サナー (David M Sannar) 氏
eディスカバリのパイオニアである Catalyst Repository Systems, Inc. の国際ビジネス開発ヴァイスプレジデント、および日本オフィスのマネージングディレクターとしてマネジメントや営業活動などを統括する。カタリスト入社以前には、アクセスデータコーポレーションの代表兼COOとして活躍、eディスカバリ・フォレンジックを扱う多数の企業で重要な役割を果たしてきた。プリガムヤング大学経営学修士、同大学で日本ビジネスに重点を置いた異文化コミュニケーションの教育経験も豊富。

括的に把握します。ディスカバリでは適切なデータを適切に特定することが必要ですが、ほとんどの企業では、誰がどこにデータを置いているのか分からないのが現状です。PDFやWord文書、契約書、プレゼン用チャートなど多様な書類形式がPCだけでなくタブレットやスマートフォン、国内外のサーバ、クラウドなど、さまざまな場所に収められています。

どうしたらこれらを集め、一度の検索で求めるデータを見つけられるようになるでしょうか。ほとんどの企業では、過去使っていたレガシーシステムなどに重要なデータが置かれたままです。外部サーバの廃止など社外の事情でデータが失われている可能性もあります。古いシステムやバックアップテープなどは、いざ訴訟となりeディスカバリを求められてから参照するのは、読み出しに時間がかかって間に合わないおそれがあります。平時にデータ移行をしておくなどの対策が有効です。

社内対策としては、あらかじめデータ破棄のポリシーをしっかりと持つことが重要ですが、多くの日本企業は対策が足りないケースが多く見受けられます。特に、訴訟で証拠

保全命令が下された際の社内体制の徹底が重要です。データ保全の社内指示が出る前に、社員が開示の対象となる証拠データを改変してしまつたことで、敗訴を前提とした和解を余儀なくされた事例もあるので、よく注意が必要です。

常にランキングし直し、精度を高め続けるシステム

次に、eディスカバリの技術についてお話しします。要求される調査に適切に対応できるツールを用意すること、これが大変重要な訴訟対策です。カタリストのツールは日本語、中国語、韓国語など280以上の言語に対応し、ひらがな、カタカナについても全角・半角別のキーワードサーチに対応します。

データディスカバリのソリューションは三つあります。①すべてのデータを一つのシステムにまとめること、②キーワードサーチを実行し、ターゲットデータに当たりをつける、③その上で最終的にプレディクティブ・テクノロジー（予想解析）を使って関連性のあるドキュメントを探すことです。

最も重要なのは③のプレディクティブ・テクノロジーで、当社のソ

リューションではアルゴリズムを使って重要なドキュメントを抽出します。eディスカバリでは、膨大な文書の中から30日で関係のある文書を絞り込まなければならぬ場合もあり、どんなテクノロジーを使うかで勝敗が決すると言っても過言ではありません。

手順は、まずサンプルドキュメントのレビューを行い、関連のありなしに分けます。バックグラウンドで予想解析機能が働いて関連性の強い順に並べ替えが行われます。さらに弁護士とのレビューが行われれば、同時にフィードバックされてランキングし直され、どんどん精度が上がっていきます。最も重要なドキュメントが一番目にながってくるのです。これらの継続的能動学習機能 (CAL: Continuous Active Learning) は、スピードと正確性を両立することができます。

このようなプレディクト・ランキングの手法で、全体の25%のドキュメントを見た段階で、関連あるドキュメントの75%をそろえられるため、コストは劇的に下がります。これが、カタリストの最新テクノロジーなので。

コスト削減と訴訟勝利を両立。リーガル技術戦略の全貌とは



不祥事や訴訟対策用に開発されたディスカバリ技術は、平時の社内情報管理とリスク測定ツールとしても力を発揮する。プレディクティブ・テクノロジーは、独自アルゴリズムで継続的に自動ランキングを行うことで、レビュー精度を飛躍的に向上。その最新動向を紹介する。

デイヴィッド・M・サナー

合同会社日本カタリスト マネージング・ダイレクター

リーガルテックの草分け、圧倒的なソリューション

カタリストは、リーガルに特化したテクノロジーを提供する企業として15年以上の歴史を持つ会社で、日本でも4年の実績があります。主要な業務はディスカバリで、訴訟、和解、仲裁など、米国の大手法律事務所のもとと日本の多くの法律事務所が、我が社のソリューションを採用しています。

米国司法省は日本の自動車部品メーカーに対して、競争法違反で740億円の制裁金を課しました。ヨーロッパでは13億ドル、中国政府も2億ドルの制裁金を支払うよう命じています。巨額の罰金や制裁金のリスクがグローバル企業に大きくのしかかっていますが、我々が持つ最先端のテクノロジーは、皆様の業務コストを圧倒的に下げるソリューションを提供しています。本日は、コスト削減を行いながら訴訟で勝利する二つの方法をご提案します。

社内情報管理態勢を構築することが重要

企業は大量の電子データを抱えており、その規模はギガバイトからテ

ラバイト、ペタバイトのレベルに達しています。人の力でデータを把握するのは、まず不可能です。

そこで、普段からの情報管理体制整備が非常に重要です。最初にリスク評価を行い、紛争のリスクを特定して体制を整えます。訴訟などが起きた際の弁護士との連携を構築すると同時に、対応可能なテクノロジーツールを平時から導入しておくことが有効です。

データ保存ポリシーを作り、ツールを使った社内情報レビューを定期的に行うことで、具体的なリスクを特定でき、弁護士の助けを得て、どう取り組むべきかを探っていきます。今や企業活動のコミュニケーションはEメールを通じたものがほとんどで、そのリスク評価の重要性は増しています。多くの企業がカタリストのシステムで四半期のレビューを行っており、連邦海外腐敗行為防止法 (FCPA) 違反や賄賂処罰規定の違反がないかどうかの確認にも使っています。

将来を見越して、過去のデータをまとめる対策を

次のステップは情報管理です。過去のものを含め、社内データを包

「各国規制当局は日本企業の活動に目を光らせており、緊張感を持つての対策が急務です」



井上 朗 (いのうえ あきら) 氏
クロスボーダーアンチトラスト案件の専門弁護士として、10年以上にわたって経験を積む。複数の国際カルテル案件で Lead Counsel を務め、国内外の企業や政府関係者から高い評価を受けている。ベーカー・マッケンジーの Global Antitrust Group の Abuse of Dominate Task Force や Asia Pacific Competition Group、東京事務所独占禁止法グループの運営委員などを歴任。Chambers Asia において独占禁止法分野の「Leading Individual」に選出されている。

巨額の罰金のみならず社員が実刑に服するリスクも
まず、競合関係にある他社との情報交換や、欧州では競争事業者に対する一方的な情報提供も摘発対象です。ひとたび独禁法違反で摘発されれば、会社存亡の危機に発展しかねません。

摘発が企業経営に与えるリスクは大きく分けて二つあります一つは罰金、損害賠償や弁護士費用、監督処分に関するコスト負担、もう一つは企業の人的損失です。

まず、コスト負担についての具体的なリスクを概観します。国際カルテルの摘発の範囲は世界に広がっています。中でも米国と欧州では罰金と制裁金が大変重く、米国では利益または被害額の2倍が上限という極めて高額な制裁金になり、加えてペナルティプラスという制度で、罰金の金額がさらに跳ね上がります。

社内調査で違法行為が認められればその解消が求められますが、調査が不完全で新たに新たな不正が発見されるようなことが起こると、「米国政府に申告する機会がありながら、隠していた」とされ、やはり罰金が積み増されます。

また、捜査妨害に対する罰則も非常に厳しいのです。例えば米国では、大陪審から召喚状が来た際に、通常インタビューがなされますが、不慣れた日本人従業員が「競合他社に会ったことがあるか」と聞かれて、反射的に「ない」と答えてしまうことがあります。その後、名刺など実際に会っている証拠が出てきてしまうと、政府に対して嘘をついたことになり、5年の禁固刑という重罰が科せられます。

欧州でも審査妨害に対する考え方は非常に厳しいものです。例えばメールの閲覧制限に250万ユーロ、封印破壊については380万ユーロという罰金が科されています。過失でも制裁が課されることに注意が必要です。

また、捜査妨害に対する罰則も非常に厳しいのです。例えば米国では、大陪審から召喚状が来た際に、通常インタビューがなされますが、不慣れた日本人従業員が「競合他社に会ったことがあるか」と聞かれて、反射的に「ない」と答えてしまうことがあります。その後、名刺など実際に会っている証拠が出てきてしまうと、政府に対して嘘をついたことになり、5年の禁固刑という重罰が科せられます。

これを機会に、経営者はカルテル根絶の決意を固めよ
罰金のほかにも、損害賠償請求訴訟が起こされることでクラスアクションにでもなれば、賠償額はさらに高額になることが予想されます。これは米国だけではなく、日本でも同様の動きがあります。加えて、国際カルテル違反摘発の副次的効果としては、株価低下の影響の懸念も

忘れてはいけません。近年の米国における反トラスト法の運用は厳格化が進み、日本企業の社員が24カ月の禁錮刑で服役中の事実もあります。米国では、「服役させる厳しい刑罰で二度と違反行為を起させないように矯正する」という考え方が強くなったためです。このような「変化」に気づかない企業も多く、私たちは大変懸念しています。

近年では、自動車部品関係のカルテル事件が世界各地で摘発されており、さらに広がりを見せていると言えます。リトアニアやギリシャでの摘発など、日本企業にとって盲点といえる国での摘発例も増え、一方で米国や欧州での制裁金は高額化しており、1社で900億円の支払を命じられた事例も出ています。

根本的な対策を講ずるには、経営陣がカルテルを禁止する意思を固めてインシアティブを取ることが必要です。それに伴い、違反行為があった場合には、きちんと社内処分を行い、コンプライアンスを徹底させ、定期的な監査で評価を行うことが大切です。企業のコンプライアンス体制がしっかり機能しているという証明を内外に示すことが、とても重要なことなのです。

国際カルテルが会社を滅ぼす

—日本企業の取るべき対応策—

今や反トラスト行為摘発は、国境を越える。日本国内で日本企業だけで行った談合、他の国の規制当局から摘発を受けることすらある。高額な制裁金のみならず実刑など、企業の存続にもかかわる大きな制裁も課される。今こそ日本企業はそのリスクを認識すべきだ。



井上 朗
ベーカー・マッケンジー法律事務所
(外国法共同事業) パートナー

競争法の共通化で、カルテル摘発は世界規模で
ベーカー・マッケンジー法律事務所は、世界48カ国に77の事務所を持つていますが、それらのオフィスにグローバルアンチトラストグループ、すなわち独禁法対策専門の部門があり、約350人の弁護士を擁しています。私は、そのグループの東京オフィス担当としての役割も果たしています。

「反トラスト法のコンプライアンスを実現しなければ、会社が潰れてしまう」。これが、私が今日、日本企業の皆さんに強く伝えたいメッセージなのです。

国際カルテルの摘発案件は増加しています。かつてのカルテルは完全な密室で行われ、証拠収集が困難でした。ところが、リニエンシー(違反行為を自主的に申告することで罰金・罰則などが軽減される制度)やアムネステイプラス(違反事実Aについて調査を受けている場合、別の違反事実Bを申告することでAについても刑罰が軽減される)というインセンティブが設けられ、また企業の善管注意義務としても社内調査と積極的な申告が求められる

ようになり、証拠が芋づる式に集まりやすくなりました。各国当局間の情報交換も活発になり、競争規制当局は国境を越えて徹底した摘発を行う構えです。

世界で事業を展開する日本企業にとって、摘発は他人事ではありませんが、反トラスト法・競争法は伝統的な法執行と異なり、規制当局は経済活動が活発で経済的利益が発生している地域はどこか、世界中を常に観察しています。日本企業の経済活動は全世界に及んでおり、各国の規制当局がそれに目を光らせていると見て過言ではありません。

競争法は世界100カ国以上で導入され、リニエンシーを持つ国は日本を含めて50カ国におよびます。95年に摘発された飼料添加物のリジンカルテル以降、国際カルテル事案は世界の規制当局が横の連携をとりつつ摘発を行うようになりました。もはや、日本国内で行われた談合が他の国の規制当局によって摘発される可能性すらあるのです。それに対する日本企業のリスク認識はまだ薄く、脇の甘さを感じます。「握り」「価格協定」など、古典的なカルテルのイメージよりもはるかに手前ところで、当局は摘発を狙って動き



藤本隆三
(ふじもと たかみ) 氏



岡部真輔
(おかべ しんすけ) 氏



③①
④②

○ハードディスク解析の実際

- ①ラボに持ち込まれたハードディスク (HDD) は、データ解析用に物理コピーを取られる。
- ②読み出し不可能な HDD は分解し、内部のディスク一枚一枚を取り出して、そこから磁気データを読み出す。これは、クリーンルームの設備がなければ不可能な作業。
- ③読み出されたデータからデータイメージを再構築。証拠として使えるよう復旧する。
- ④物理的に壊れているディスクは、電子顕微鏡で盤面を分析する。このように、極力データ復旧を図る態勢が整えられている。

米国訴訟のeディスカバリや、捜査当局、公正取引委員会による証拠提出命令、そして我が国の民事訴訟における文書提出命令に対応しての検索ニーズも多岐にわたる。検索結果を弁護士がレビューし、証拠提出すべきかどうかを仕分けする流れだ。そのため、検索の速度がeディスカバリ、ひいては訴訟の行方まで左右することになる。「時間的余裕を確保するため、ケースに応じて

eディスカバリ・訴訟対策は迅速な対応が基本

べたりという独特の苦勞もある。岡部真輔Nuixジャパン事業部長はその苦勞を、「暗号を解く作業に加えて、さらに難しくデリケートなのは社内調査ですね。勤務中の社員に知られないように、休日などを利用してデータ取得するなどの対応も要求されます」と語る。

社内不正調査では、使用者の社員が作成したデータだけでなく、OSやアプリケーションが残すデータからも重要な示唆が得られる。ファイアアクセス、Web閲覧、USBアクセス履歴、電源のオンオフの履歴を組み合わせると、調査対象者の行動が浮かび上がってくるからだ。

ツールを選んで作業します」と藤本氏は語る。

「検索というものはなかなか難しく、キーワードを入れてどつどつ1万件ぐらい出てくるか、あるいはまったくゼロか。両極端なのです」。単なる検索結果だけではなく、プラスアルファを出す。キーワードと関連する言葉を足して絞り込んだり、類似の言葉で検索が広げられないかを試したり。有効なのは、クライアントである弁護士や、もともと案件を理解している企業の担当者と一緒に絞り込みの作業をすることだという。

また、特許権がからむ訴訟では「特許の内容が推認されないようにキーワードそのものは外して、別の言葉で検索してほしい」という難しい依頼もある。長い文章を切り出して検索したり、書き直したり、これも試行錯誤の連続だ。「刑事事件の捜査では、その他の状況証拠は揃っている中で、それを証明する電子データの証拠を見つけてくれというのがニーズですが、民事事件の調査は、見通しの利かない雲の中から事実を探し出すような難しさがありませんね」と、杉浦和彦シニアバイスプレジデントも述懐する。

企業の持つ膨大なデータから、調

AOSリーガルテックのリーガルテクノロジー最新事情——訴訟やフォレンジック調査の頼もしい味方

どうやって消された携帯電話のデータを復旧させるのか？
eディスカバリではどこまで徹底してデータを探ることができるのか？
知られざるデジタルフォレンジックの世界を、
百戦錬磨の専門家が案内。リーガルテック技術の積み重ねの上に展開される、まったく新しいサービスも紹介する。

杉浦和彦

AOSリーガルテック株式会社
シニアバイスプレジデント

藤本隆三

AOSリーガルテック株式会社 調査官

岡部真輔

AOSリーガルテック株式会社
Nuix ジャパン事業部長



我が国フォレンジック技術のバイオニアとして

「フォレンジックとは、適切な手続と手法をもって、情報に法的な証拠能力を持たせることです」。藤本隆三eLaw事業部フォレンジック調査官はこう語る。AOSリーガルテック(以下、AOS)には、さまざまなPCや携帯電話、スマートフォンなどの解析依頼が企業、弁護士、捜査機関などから続々と持ち込まれている。捜査機関は犯罪捜査の証拠となる日付などの完全性を充たしたデータを求め、企業や弁護士は民事裁判や内部調査の証拠の漏れのない検索を強く期待する。「必要な情報を、できるだけ多く見つけ出し、提供することを心がけています」。

我が国の裁判制度には文書提出命令はあるが、eディスカバリに相当するものはない。フォレンジックについても法的根拠や文書形式についての技術的な標準が存在しない。AOSは海外の技術も取り込みながら、日本のフォレンジック技術を切り拓いてきた。

携帯電話やHDDのデータ復旧のあらましについては、佐々木隆仁代表取締役社長が触れている(4ページ参照)。

ジ)が、捜査や調査を予見して壊された携帯電話のメモリのデータの解析を求められることが多いという。「壊されたり、水没していたり。データを消去してあるのは当たり前です」。メモリの種類によって内部の使われ方は決まっており、OSやアプリケーションレベルで消去したとしても、データ保存のレイヤーは残されている場合が多いという。いわゆる「ガラケー」は機種ごとにデータ構造の解析が必要だったが、スマートフォン急速な普及でデータ構造の標準化が進んでいる。

HDDについては、物理的なコピーをとり、マシンにつなげて立ち上げて調査する。データ構造は標準化されているので携帯電話に比べれば解析は行いやすい。暗号化されていたり、パスワードロックがかかっているデータについては、刑事事件にからむ調査ならば捜査の強制力があるので、開けることがあるが、民事に関しては暗号化解除ができないことも多い。そうになると、作業は地道なことの積み重ねとなる。IDやパスワードを聞き出すことになるが、退職した社員が複数台のPCを使っていた場合、それぞれのマシンのパスワードと共通性や関連性を調

AOSリーガルテック製品・ソリューションのご紹介



FinalForensics フォレンジックツール

「FinalForensics」は、強力なデータ復旧機能を備え、データ保全、復旧、分析・検索を行い分析レポートを作成するパソコン用のフォレンジックツールです。削除されたメール、写真、データベースなどを復旧して証拠データを検出します。

- データ保全…ディスクイメージ作成時にハッシュ値を取得。メモリダンプ機能つき。
- データ復旧…削除ファイル、削除メール、損傷パーティション、データベースやMicrosoft Office ファイル、RAID データの復旧などに対応。
- データ分析・検索…ディレクトリ、タイムライン、ファイル名、特定キーワードによる検索など。



リスクマネージャー ファイル消去&チェック

「リスクマネージャー ファイル消去&チェック」は、顧客情報や機密情報、個人情報の漏洩などを防ぐために、ファイルを完全に消去するソフトウェアです。ゴミ箱を空にするだけでは完全に消去できないファイルやメールやごみ箱の内容を消去します。

政府が作成する特定個人情報の取扱いに関するガイドラインによると、個人情報ファイルを削除する場合、専用のデータ削除ソフトウェアにより復元不可能な手段を採用するとありますが、ファイル消去&チェックは、これを履行するために開発された電子データシュレッダーソフトです。



Catalyst CR e ディスカバリツール

膨大なメールやドキュメントをグリッド上で高速で検索して閲覧できる、電子データの証拠開示支援システムです。国際訴訟や不祥事調査、コンプライアンス違反調査などに迅速に対応できる証拠開示プラットフォームです。

- ドキュメント処理…何百万単位の大量のドキュメントを1秒未満で処理できる150台以上の並列サーバグリッドを用意。70を超える言語をサポートし、翻訳アシスト機能で複数言語による同じ文章の検索が可能。
- 検索・編集・分析機能が充実。
- レビュー・制作・共有のための、ディスカバリ作業支援機能も充実。



Nuix Investigator フォレンジックツール

電子メールのやり取りを視覚的に表示し、誰と誰により、どんなやり取りがあったかを解析できる証拠データ調査ツールです。充実した検索機能で目的のメールを的確に探し出すことができます。

- メールの分析…メールの内容や量の大小などメールのやり取りから読み取れる関係性を視覚的に表示。複雑な検索条件を設定することで、必要なメールデータを高速検索可能。
- さまざまなメール形式をサポート…各種のOSや、過去から現在に至るまでの多様なメール形式を網羅し、どんなメールでも読み取り可能。

AOS.com 法廷に証拠として提出可能な送信証明書にて証明します

i証明

「i証明」とは、メールやSMSなどインターネットで送信するデジタル文書の送受信と内容について、AOSが第三者機関として証明するサービスです。電子契約書など、電子文書の送受信について、法的証拠能力のある電子証明書を発行します。

電子文書の信頼性を高める インターネット送信証明、内容証明サービス

「i証明」とは、メールやSMSなどインターネットで送信するデジタル文書の送受信と内容について、AOSが第三者機関として証明するサービスです。電子契約書など、電子文書の送受信について、法的証拠能力のある電子証明書を発行します。

- i証明メール 1通100円**
AOSは受取アドレスへメールし、送信に対する証明書を発行します。
- i証明SMS 1通100円**
SMSを管理画面から送信できます。送信内容の証明書を発行します。
- i証明メール for 契約 1通200円**
メールの送信内容だけでなく、返信内容も含めて、証明書を発行します。

i証明 導入企業様



杉浦和彦 (すぎうら かずひこ) 氏

○法的効果が有効な電子文書「i証明」
メールやSMSメッセージを、AOSリーガルテックが第三者機関として証明するサービス。メールは認証用アドレスに同送するだけ、SMSは専用プラットフォームから直接送信の簡便さが魅力。



○AOSリーガルテックではこのような電子署名付きPDFファイルの証明書を発行し、文書の真正性を担保する。

「i証明」を、新しい社会インフラに

AOSでは、14年2月、「i証明」「i契約タブレットアプリ」サービスなどを発表、同時にサービスインした。「i証明」は、電子メールやSMSの送信を、AOSが第三者機関として証明するサービスだ。我が国では実印を押した紙の契約書と印

データ保全について企業の担当者が留意すべき点について、藤本氏は「勝手に触らず、マシンの電源を切っておいてほしい」とアピールする。電源が入ったままだと、バックグラウンドでファイルのアップデートが開き、オーバーライドされてしまうからだ。上書きされてしまえば、証拠はなくなってしまう。

査対象をどのように拾い上げるか。AOSではメールなど各種データを、最終的に16進数のバイナリデータまで分解し、文字コードなどの組み合わせで検索する。つまり、見つからなかったら、「ない」といえるレベルまで突きつめるわけだ。「最後にはあきらめざるを得ないので」と藤本氏は笑うが、それは、「本当にない」ところまで迫れる自信の裏返しに他ならない。

現在、各種業法を検討し、「i証明」が導入可能な業種や場面を探っているが、貸金業法の契約前書面（16条

「i証明メール」は、従来のメールに専用アドレスをCCに含めて送信するだけ、「i証明SMS」は、「i証明プラットフォーム」にアクセスして送信するだけだ。AOSが電子署名を発行することで、電子署名法3条により、「真正性が推定」され、メールやSMS送信を法的に有効な証明書とするサービスだ。従来、内容証明郵便や特定記録郵便で送達していた督促などの代替になり、コストの圧倒的な削減が可能になる。また、「i契約タブレットアプリ」は、最近普及しているタブレットを使って

鑑証明書やセックシートにすることが契約の主流で、取引や書面等の電子化は一部の業界に限られてきた。このように欧米諸国からの立ち後れを挽回し、普及を一気に果たそうとする野心的プロダクトである。

「i証明メール」は、従来のメールに専用アドレスをCCに含めて送信するだけ、「i証明SMS」は、「i証明プラットフォーム」にアクセスして送信するだけだ。AOSが電子署名を発行することで、電子署名法3条により、「真正性が推定」され、メールやSMS送信を法的に有効な証明書とするサービスだ。従来、内容証明郵便や特定記録郵便で送達していた督促などの代替になり、コストの圧倒的な削減が可能になる。また、「i契約タブレットアプリ」は、最近普及しているタブレットを使って

「今までの日本企業の法務対応は、基本的に『守り』でした。これからは『攻めてバリューを出す』ことが求められるでしょう。リーガルを正しく使う企業の価値が、相対的に上がるよう貢献できる事業展開を考えています」と、杉浦氏は語る。藤本氏は「自分の考えたことがびたりと当たることが喜び。新OSにいかにか早く対応できるかが課題です」と15年後半に発売が発表されている「ウィンドウズ10」に思いを馳せる。なるほど、根っからの技術者である。

「i証明」は、従来のメールに専用アドレスをCCに含めて送信するだけ、「i証明SMS」は、「i証明プラットフォーム」にアクセスして送信するだけだ。AOSが電子署名を発行することで、電子署名法3条により、「真正性が推定」され、メールやSMS送信を法的に有効な証明書とするサービスだ。従来、内容証明郵便や特定記録郵便で送達していた督促などの代替になり、コストの圧倒的な削減が可能になる。また、「i契約タブレットアプリ」は、最近普及しているタブレットを使って

書面」と契約時書面（17条書面）は電子化が可能だという。いずれも消費者金融など貸金業者が契約時と貸付時に交付している書面であり、ボリュームが大きいコストダウンが期待できる。また、督促状も「i証明」で送達できるので、完結したシステムを構築することも可能である。「企業側のメリットばかりのようですが、消費者にとっても、コールセンターの録音などの証拠を一方的に企業に取られるだけでなく、証明を受けた書面を武器に対抗できま

AOSリーガルテック株式会社

住所：東京都港区虎ノ門 5-1-5 虎ノ門 45MT 森ビル5階

電話 03-5733-5790

URL：<http://aos.com/ja-jp/>